

第3章 大学院

第1節 総 則

第104条 本大学に、大学院を置く。

- 2 大学院は、高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。

第105条 本大学院の課程は、修士課程、博士課程及び専門職学位課程とする。

- 2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

- 3 博士課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

- 4 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

- 5 本大学院の専門職学位課程に、法科大学院を置き、その目的は、専ら法曹養成のための教育を行うこととする。

- 6 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

- 7 前項の規定にかかわらず、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年とする。

- 8 前項に該当する研究科、専攻又は学生の履修上の区分は次のとおりとする。

法学研究科政治学専攻1年コース

国際関係研究科国際関係研究専攻1年コース

- 9 博士課程の標準修業年限は、5年（医学研究科・歯学研究科・松戸歯学研究科・獣医学研究科及び薬学研究科は4年）とする。

- 10 博士課程は、前期2年及び後期3年の課程に区分し、前期2年の課程はこれを修士課程として取り扱う。医学研究科・歯学研究科・松戸歯学研究科・獣医学研究科及び薬学研究科の博士課程については前期及び後期の区分をしない。

- 11 法務研究科専門職学位課程（法科大学院）の標準修業年限は、3年とする。
- 12 第6項、第7項、第9項及び第11項の規定にかかわらず、学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて第106条第14項に規定する在学年限の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。
- 13 第117条第6項の規定により、本大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を得た後に、修得した単位に限る。）を本大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により、本大学院の修士課程又は博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における後期の課程を除く）の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して、1年を超えない範囲で当該学生の在学期間を短縮することができる。ただし、当該課程の在学期間を1年未満に短縮することはできないものとする。

第106条 修士課程は、所定の年限在学し、専攻科目について30単位以上を修得、必要な研究指導を受け、更に修士論文の審査（芸術学研究科、理工学研究科建築学専攻及び生産工学研究科建築工学専攻に限り、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる）及び最終試験に合格した者に修士の学位を授与する。ただし、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 修士の学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりである。ただし、学術の専攻分野の名称は、学際領域等専門別に区分しがたい分野を専攻した者について授与する。

研 究 科 名	専 攻 名	専攻分野の名称
法 学 研 究 科	公 法 学 専 攻 私 法 学 専 攻	法 学
	政 治 学 専 攻	政 治 学
新 聞 学 研 究 科	新 聞 学 専 攻	新 聞 学
	哲 学 専 攻	文 学
	史 学 専 攻	
	国 文 学 専 攻	
	中 国 学 専 攻	

文 学 研 究 科	英 文 学 専 攻 ド イ ツ 文 学 専 攻 人 文 地 理 学 専 攻	
	社 会 学 専 攻	社 会 学
	教 育 学 専 攻	教 育 学
	心 理 学 専 攻	心 理 学
総 合 基 礎 科 学 研 究 科	地 球 情 報 数 理 科 学 専 攻 相 関 理 化 学 専 攻	理 学
経 済 学 研 究 科	経 済 学 専 攻	経 済 学
商 学 研 究 科	商 学 専 攻	商 学
	経 営 学 専 攻	
	会 計 学 専 攻	
芸 術 学 研 究 科	文 芸 学 専 攻	芸 術 学 又 は 芸 術
	映 像 芸 術 専 攻	
	造 形 芸 術 専 攻	
	音 楽 芸 術 専 攻	
	舞 台 芸 術 専 攻	
国 際 関 係 研 究 科	国 際 関 係 研 究 専 攻	国 際 学
危 機 管 理 学 研 究 科	危 機 管 理 学 専 攻	危 機 管 理 学
ス ポ ー ツ 科 学 研 究 科	ス ポ ー ツ 科 学 専 攻	ス ポ ー ツ 科 学
理 工 学 研 究 科	土 木 工 学 専 攻	工 学
	交 通 シ ス テ ム 工 学 専 攻	
	建 築 学 専 攻	
	海 洋 建 築 工 学 専 攻	
	ま ち づ く り 工 学 専 攻	
	機 械 工 学 専 攻	
	精 密 機 械 工 学 専 攻	
	航 空 宇 宙 工 学 専 攻	
	電 気 工 学 専 攻	
	電 子 工 学 専 攻	
	物 理 学 専 攻	

	数 学 専 攻 地 理 学 専 攻	理 学
	情 報 科 学 専 攻 物 質 応 用 化 学 専 攻	工 学 又 は 理 学
	量 子 理 工 学 専 攻	理 学 又 は 工 学
生 産 工 学 研 究 科	機 械 工 学 専 攻 電 気 電 子 工 学 専 攻 土 木 工 学 専 攻 建 築 工 学 専 攻 応 用 分 子 化 学 専 攻 マ ネ ジ メ ン ト 工 学 専 攻 数 理 情 報 工 学 専 攻	工 学
工 学 研 究 科	土 木 工 学 専 攻 建 築 学 専 攻 機 械 工 学 専 攻 電 気 電 子 工 学 専 攻 生 命 応 用 化 学 専 攻 情 報 工 学 専 攻	工 学
生 物 資 源 科 学 研 究 科	生 物 資 源 生 産 科 学 専 攻 生 物 資 源 利 用 科 学 専 攻 応 用 生 命 科 学 専 攻 生 物 環 境 科 学 専 攻 生 物 資 源 経 済 学 専 攻	生 物 資 源 科 学
総 合 社 会 情 報 研 究 科	国 際 情 報 専 攻	国 際 情 報
	文 化 情 報 専 攻	文 化 情 報
	人 間 科 学 専 攻	人 間 科 学
全 研 究 科		学 術

3 博士課程は，所定の年限在学し，専攻科目について30単位以上（修士課程を修了した者については，その修得単位を含む）を修得，必要な研究指導を受け，博士論文の審査及び最終試験に合格した者に博士の学位を授与する。ただし，優れた業績を上げた者については，大学院に3年（修士課程に2年以上在学し当該課程を修了

した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。また、第1項ただし書きの規定による在学期間をもって修士課程を修了した者及び第105条第7項及び第8項の規定による標準修業年限を1年とした修士課程を修了した者にあつては、修士課程における1年の在学期間を含む)以上在学すれば足りるものとする。

4 前項の規定にかかわらず、総合基礎科学研究科における修得すべき単位数は、32単位以上(修士課程を修了した者については、当該課程で修得した30単位を含む)、法学研究科における修得すべき単位数は、34単位以上(修士課程を修了した者については、当該課程で修得した32単位を含む)、文学研究科における修得すべき単位数は、34単位以上(修士課程を修了した者については、当該課程で修得した30単位を含む)、生産工学研究科における修得すべき単位数は、35単位以上(修士課程を修了した者については、当該課程で修得した33単位を含む)、経済学研究科における修得すべき単位数は、36単位以上(修士課程を修了した者については、当該課程で修得した30単位を含む)、商学研究科における修得すべき単位数は、40単位以上(修士課程を修了した者については、当該課程で修得した32単位を含む)、芸術学研究科及び理工学研究科における修得すべき単位数は、40単位以上(修士課程を修了した者については、当該課程で修得した30単位を含む)、総合社会情報研究科における修得すべき単位数は42単位以上(修士課程を修了した者については、当該課程で修得した30単位を含む)、新聞学研究科及び国際関係研究科における修得すべき単位数は、44単位以上(修士課程を修了した者については、当該課程で修得した32単位を含む)、工学研究科における修得すべき単位数は、44単位以上(修士課程を修了した者については、当該課程で修得した30単位を含む)、生物資源科学研究科における修得すべき単位数は47単位以上(修士課程を修了した者については、当該課程で修得した30単位を含む)、危機管理学研究科における修得すべき単位数は46単位以上(修士課程を修了した者については、当該課程で修得した32単位を含む)、スポーツ科学研究科における修得すべき単位数は46単位以上(修士課程を修了した者については、当該課程で修得した30単位を含む)とする。

5 前2項の規定にかかわらず、第116条第3項第2号から第8号までの規定により、博士課程の後期3年の課程に入学した者又は専門職学位課程を修了し、博士課程の後期3年の課程に入学した者については、大学院(専門職大学院を除く)に3年(法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年)以上在学し(法学研究科、総合基礎科学研究科及び生産工学研究科においては2単位以上、文学研究科においては4

単位以上，経済学研究科においては6単位以上，商学研究科においては8単位以上，芸術学研究科及び理工学研究科においては10単位以上，新聞学研究科，国際関係研究科及び総合社会情報研究科においては12単位以上，危機管理学研究科及び工学研究科においては14単位以上，スポーツ科学研究科においては16単位以上，生物資源科学研究科においては17単位以上を当該課程で専攻科目について修得し)，必要な研究指導を受け，博士論文の審査及び最終試験に合格した者に博士の学位を授与する。ただし，優れた業績を上げた者については，大学院に1年（標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては，3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間）以上在学すれば足りるものとする。

- 6 博士の学位に付記する専攻分野の名称は，次のとおりである。ただし，学術の専攻分野の名称は，学際領域等専門別に区分しがたい分野を専攻した者について授与する。

研 究 科 名	専 攻 名	専攻分野の名称
法 学 研 究 科	公 法 学 専 攻 私 法 学 専 攻	法 学
	政 治 学 専 攻	政 治 学
新 聞 学 研 究 科	新 聞 学 専 攻	新 聞 学
文 学 研 究 科	哲 学 専 攻 日 本 史 専 攻 外 国 史 専 攻 外 国 文 学 専 攻 中 国 学 専 攻 英 文 学 専 攻 ド イ ツ 文 学 専 攻	文 学
	社 会 学 専 攻	社 会 学
	教 育 学 専 攻	教 育 学
	心 理 学 専 攻	心 理 学
総 合 基 礎 科 学 研 究 科	地 球 情 報 数 理 科 学 専 攻 相 関 理 化 学 専 攻	理 学
経 済 学 研 究 科	経 済 学 専 攻	経 済 学

商 学 研 究 科	商 学 専 攻 経 営 学 専 攻 会 計 学 専 攻	商 学
芸 術 学 研 究 科	芸 術 専 攻	芸 術 学
国 際 関 係 研 究 科	国 際 関 係 研 究 専 攻	国 際 関 係
危 機 管 理 学 研 究 科	危 機 管 理 学 専 攻	危 機 管 理 学
ス ポ ー ツ 科 学 研 究 科	ス ポ ー ツ 科 学 専 攻	ス ポ ー ツ 科 学
理 工 学 研 究 科	土 木 工 学 専 攻 交 通 シ ス テ ム 工 学 専 攻 建 築 学 専 攻 海 洋 建 築 工 学 専 攻 ま ち づ く り 工 学 専 攻 機 械 工 学 専 攻 精 密 機 械 工 学 専 攻 航 空 宇 宙 工 学 専 攻 電 気 工 学 専 攻 電 子 工 学 専 攻	工 学
	物 理 学 専 攻 数 学 専 攻 地 理 学 専 攻	理 学
	情 報 科 学 専 攻 物 質 応 用 化 学 専 攻	工 学 又 は 理 学
	量 子 理 工 学 専 攻	理 学 又 は 工 学
生 産 工 学 研 究 科	機 械 工 学 専 攻 電 気 電 子 工 学 専 攻 土 木 工 学 専 攻 建 築 工 学 専 攻 応 用 分 子 化 学 専 攻 マ ネ ジ メ ン ト 工 学 専 攻 数 理 情 報 工 学 専 攻	工 学

工 学 研 究 科	土 木 工 学 専 攻 建 築 学 専 攻 機 械 工 学 専 攻 電 気 電 子 工 学 専 攻 生 命 応 用 化 学 専 攻 情 報 工 学 専 攻	工 学
医 学 研 究 科	生 理 系 病 理 系 社 会 医 学 系 内 科 系 外 科 系	医 学
歯 学 研 究 科	歯 学 専 攻	歯 学
松 戸 歯 学 研 究 科	歯 学 専 攻	歯 学
生物資源科学研究科	生 物 資 源 生 産 科 学 専 攻 生 物 資 源 利 用 科 学 専 攻 応 用 生 命 科 学 専 攻 生 物 環 境 科 学 専 攻 生 物 資 源 経 済 学 専 攻	生 物 資 源 科 学
獣 医 学 研 究 科	獣 医 学 専 攻	獣 医 学
薬 学 研 究 科	薬 学 専 攻	薬 学
総合社会情報研究科	総 合 社 会 情 報 専 攻	総 合 社 会 文 化
全 研 究 科		学 術

- 7 博士課程に標準修業年限在学し、所定の単位だけを修得して、課程を修了しない者が、引き続き学生として在学する場合は、第14項に定める在学年限の範囲内において、当該大学院分科委員会の許可を受けなければならない。
- 8 法務研究科専門職学位課程（法科大学院）は、所定の年限在学し、専攻科目について所定の単位を修得し、研究科が別に定める要件を満たした者に専門職学位の学位を授与する。
- 9 前項の規定にかかわらず、第117条第6項の規定により法務研究科専門職学位課程（法科大学院）に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る）を法務研究科専門職学位課程（法科

大学院）において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により法務研究科専門職学位課程（法科大学院）の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その履修に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で法務研究科専門職学位課程（法科大学院）に在学したものとみなすことができる。

10 第8項の規定にかかわらず、法務研究科専門職学位課程（法科大学院）において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認めるもの（以下「法学既修者」という）に関しては、在学期間については1年を超えない範囲で在学し、単位については専門職大学院設置基準第25条に規定された範囲で修得したとみなすことができる。なお、単位の取扱いについては別に定める。

11 前項の規定により、法学既修者について在学したものとみなすことのできる期間は、第9項の規定により在学したとみなす期間と合わせて1年を超えないものとする。

12 第10項の規定により、法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位数（専門職大学院設置基準第25条第1項ただし書きの規定により30単位を超えて算入できる単位を除く）は、第117条第8項の規定により修了するために必要な単位数に算入することのできる単位数と合わせて30単位（認定連携法曹基礎課程を修了した者又はこれらの者と同等の学識を有すると認めた者については46単位）（専門職大学院設置基準第21条第1項ただし書きの規定により30単位を超えて算入できる単位を除く）を超えないものとする。

13 専門職学位課程の授与する専門職学位は、次のとおりである。

研 究 科 名	専 攻 名	専 門 職 学 位
法 務 研 究 科	法 務 専 攻	法 務 博 士（専門職）

14 大学院における在学年限は、修士課程4年（第105条第7項及び第8項の規定による標準修業年限を1年とした修士課程にあつては2年）、博士後期課程6年とする。ただし、医学研究科・歯学研究科・松戸歯学研究科・獣医学研究科及び薬学研究科の在学年限は8年とする。また、法務研究科専門職学位課程（法科大学院）は6年（第106条第10項の規定が適用される法学既修者は4年）とする。

第107条 本章に規定しない事項については、第1章総則による。

第2節 教員及び運営機構

第108条 本大学院の授業及び指導は、大学院教員資格に該当する本大学の教授がこれを行う。ただし、このうち特別の事情がある場合には、准教授、講師又は助教がこ

れを担当することができる。

第109条 本大学院の学事管理のため、大学院委員会を置く。

2 大学院委員会は、研究科長をもって組織し、各研究科に共通の重要事項の審議に当たる。

3 大学院委員会は、学長が招集し、その議長となる。

第110条 各研究科に分科委員会を置く。

2 分科委員会は、その科の授業科目を担当する専任教員をもって組織する。

第111条 分科委員会は、研究科長が招集し、その議長となる。

第112条 分科委員会は、総会員の半数以上の出席によって成立する。

第113条 分科委員会は、次の事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

① 学生の入学及び課程の修了に関すること。

② 学位論文の審査及び学位の授与に関すること。

③ 前2号に掲げる事項のほか、教育研究に関する重要な事項で、分科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項

2 前項第3号の事項については、別に定める「学長裁定」による。

3 分科委員会は、第1項に規定するもののほか、学長及び研究科長がつかさどる教育研究に関する事項について教育研究上の専門的な観点から審議し、並びに学長及び研究科長の求めに応じ、意見を述べることができる。なお、本大学の諸規程において分科委員会が審議することと定められている事項については、分科委員会はこれを審議し、意見を述べなければならない。

4 分科委員会の意見を集約する必要がある場合は、出席者の過半数によるものとする。

第114条 分科委員会における審議とは、論議・検討することを意味し、決定権を含意するものではない。

第115条 大学院の学務は、学長が総轄し、各研究科の学務は、各研究科長がこれを掌管する。

2 研究科長は、当該学部長がこれに当たる。

3 前項の規定にかかわらず、総合社会情報研究科、法務研究科専門職学位課程（法科大学院）の研究科長については、次の各号のとおりとする。

① 総合社会情報研究科については、学長又は当該研究科の教授のうちから学長が

任命する者がこれに当たる。

- ② 法務研究科専門職学位課程（法科大学院）については、当該研究科の教授のうちから学長が任命する者がこれに当たる。ただし、当該研究科の運営上特に必要と大学が認めた場合には、学長又は当該関連学部の学部長がこれに当たることができる。

第3節 入学及び入学資格

第116条 修士課程及び専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有し、本大学院の選抜試験に合格した者とする。

- ① 大学を卒業した者
 - ② 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
 - ③ 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
 - ④ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
 - ⑤ 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - ⑥ 外国の大学等において、修業年限が3年以上である課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者
 - ⑦ 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）又は専攻科（当該専攻科を置く専修学校の特定専門課程における教育との連続性に配慮した教育課程を編成していることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
 - ⑧ 文部科学大臣の指定した者
 - ⑨ 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
 - ⑩ 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
- 2 前項の規定にかかわらず、大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む）であって、本大学の定める単

位を優秀な成績で修得したと認めるものであり、かつ、本大学院の選抜試験に合格した者を入学させることができる。

3 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有し、本大学院の選抜試験に合格した者とする。

- ① 修士の学位若しくは専門職学位を有する者
- ② 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- ③ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- ④ 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- ⑤ 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- ⑥ 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、修士論文又は特定課題の研究成果の審査と試験の合格に代える審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- ⑦ 文部科学大臣の指定した者
- ⑧ 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

4 医学研究科・歯学研究科及び松戸歯学研究科博士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有し、本大学院の選抜試験に合格した者とする。

- ① 大学医学部又は医科大学を卒業した者
- ② 大学歯学部又は歯科大学を卒業した者
- ③ 大学における修業年限6年の獣医学又は薬学を履修する課程を卒業した者
- ④ 外国において学校教育における18年の課程を修了した者
- ⑤ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程を修了した者
- ⑥ 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程を修了したとされるものに限る）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定

するものの当該課程を修了した者

- ⑦ 外国の大学等において、修業年限が5年以上である課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者
 - ⑧ 文部科学大臣の指定した者
 - ⑨ 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
 - ⑩ 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの
- 5 前項の規定にかかわらず、大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む）であって、本大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものであり、かつ、本大学院の選抜試験に合格した者を入学させることができる。
- 6 獣医学研究科博士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有し、本大学院の選抜試験に合格した者とする。
- ① 大学における修業年限6年の獣医学を履修する課程を卒業した者
 - ② 大学における医学又は歯学を履修する課程を卒業した者
 - ③ 外国において学校教育における18年の課程を修了した者
 - ④ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程を修了した者
 - ⑤ 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程を修了したとされるものに限る）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - ⑥ 外国の大学等において、修業年限が5年以上である課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者
 - ⑦ 文部科学大臣の指定した者
 - ⑧ 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
 - ⑨ 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの
- 7 前項の規定にかかわらず、大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（こ

れに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む）であって、本大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものであり、かつ、本大学院の選抜試験に合格した者を入学させることができる。

8 薬学研究科博士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有し、本大学院の選抜試験に合格した者とする。

- ① 大学における修業年限6年の薬学を履修する課程を卒業した者
- ② 大学における医学又は歯学を履修する課程を卒業した者
- ③ 外国において学校教育における18年の課程を修了した者
- ④ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程を修了した者
- ⑤ 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程を修了したとされるものに限る）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- ⑥ 外国の大学等において、修業年限が5年以上である課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者
- ⑦ 文部科学大臣の指定した者
- ⑧ 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- ⑨ 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

9 前項の規定にかかわらず、大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む）であって、本大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものであり、かつ、本大学院の選抜試験に合格した者を入学させることができる。

10 本大学院においては、他大学大学院からの編入学及び所属する研究科を変更することはできない。ただし、所属する研究科内において専攻の変更を許可する場合がある。

第4節 教育課程及び履修方法

第117条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導によって行うものとする。

- 2 総合社会情報研究科における授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導は、通信教育により行う。
 - 3 各研究科における授業科目・単位数及び研究指導並びに履修方法は次条以下による。
 - 4 学生が許可を受け、他の研究科又は他大学大学院において履修した授業科目について修得した単位については、当該学生が在籍する研究科の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
 - 5 前項の規定により認定することができる単位数は、15単位を超えないものとする。
 - 6 学生が本大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位については、当該学生が在籍する研究科の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
 - 7 前項の規定により認定することができる単位数は、15単位を超えないものとする。
 - 8 第4項及び第6項により修得したものとみなす単位は、合わせて20単位を超えない範囲（法務研究科専門職学位課程（法科大学院）については、30単位（認定連携法曹基礎課程を修了した者又はこれらの者と同等の学識を有すると認めた者については46単位）（専門職大学院設置基準第21条第1項ただし書きの規定により30単位を超えて算入できる単位を除く）を超えない範囲）で、修了するために必要な単位数に算入することができる。
 - 9 各研究科において、教育研究上有益と認めるときは、あらかじめ協議の上、学生が他の研究科、他大学大学院の研究科又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。
 - 10 第4項から第9項までの規定は、学生が各研究科の許可を受けて外国の大学に留学する場合にこれを準用する。
- 第117条の2 教育上特別の必要がある場合は、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育を行う。
- 2 前項に該当する研究科、専攻は次のとおりとする。

修士課程・博士前期課程

研 究 科	専 攻
法 学 研 究 科	公 法 学 専 攻 私 法 学 専 攻 政 治 学 専 攻

新 聞 学 研 究 科	新 聞 学 専 攻
文 学 研 究 科	社 会 学 専 攻
総 合 基 礎 科 学 研 究 科	地 球 情 報 数 理 科 学 専 攻
経 済 学 研 究 科	経 済 学 専 攻
国 際 関 係 研 究 科	国 際 関 係 研 究 専 攻
危 機 管 理 学 研 究 科	危 機 管 理 学 専 攻
理 工 学 研 究 科	土 木 工 学 専 攻
	交 通 シ ス テ ム 工 学 専 攻
	建 築 学 専 攻
	海 洋 建 築 工 学 専 攻
	ま ち づ く り 工 学 専 攻
	機 械 工 学 専 攻
	精 密 機 械 工 学 専 攻
	航 空 宇 宙 工 学 専 攻
	電 気 工 学 専 攻
	電 子 工 学 専 攻
	情 報 科 学 専 攻
	物 質 応 用 化 学 専 攻
	物 理 学 専 攻
	数 学 専 攻
	量 子 理 工 学 専 攻

博士課程・博士後期課程

研 究 科	専 攻
新 聞 学 研 究 科	新 聞 学 専 攻
芸 術 学 研 究 科	芸 術 専 攻
歯 学 研 究 科	歯 学 専 攻

専門職学位課程

研 究 科	専 攻
法 務 研 究 科	法 務 専 攻